

特定施設入居契約書兼特定施設入居者生活介護利用契約書

様 (以下「利用者」といいます)

と社会福祉法人 賛育会 さんいくハイツ立花 (以下「事業者」といいます) は、事業者が利用者に対して行う特定施設入居者生活介護サービスについて、次の通り契約します。

第1条 (契約の目的)

事業者は、利用者が心身とともに充実した明るい生活を送ることが出来るように、この施設を利用させることを目的とする。また、介護保険法令の趣旨に従って特定施設入居者生活介護サービスを提供し、利用者は事業者はそのサービスに対する料金を支払います。

第2条 (契約期間と更新)

- 1 この契約の期間は 20 年 月 日 からから、利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合、かつ、利用者が要介護認定の更新で、要介護者 (要介護 1~5) と認定された場合は、契約は更新されるものとします。

第3条 (施設サービス計画)

事業者は次の各号に定める事項を介護支援専門員に行わせます。

- ①利用者について、解決すべき課題を把握し利用者の意向を踏まえた上で、特定施設入居者生活介護サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ施設サービス計画を作成します。
- ②必要に応じて、施設サービス計画を変更します。
- ③施設サービス計画の作成及び変更に際しては、その内容を利用

者に説明します。

第4条（特定施設入居者生活介護サービスの内容）

- 1 事業者は、施設サービス計画に沿って、利用者に対し、居室、食事、介護サービス、その他介護保険法令の定める必要な援助を提供します。また、施設サービス計画が作成されるまでの期間も、利用者の希望、状態等に応じて適切なサービスを提供します。
- 2 利用者が利用できるサービスの種類は「重要事項説明書」の通りです。事業者は、「重要事項説明書」に定めた事項について、利用者及び家族に説明します。
- 3 事業者はサービス提供にあたり、利用者または他の入居者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合は、利用者または家族の承認を得ることとします。

第5条（保険給付対象外サービス）

本契約において、「保険給付対象外サービス」とは前条に定める以外のサービスであって、別表の利用料金表掲載「その他の費用に定めるサービスをいいます。

第6条（要介護認定の申請に係る援助）

- 1 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請を円滑に行えるよう援助します。
- 2 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

第7条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、特定施設入居者生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、これを契約終了後2年間保管します。
- 2 利用者は、月曜日から金曜日の午前10時から午後4時までの間、前項の当該利用者に関する記録を閲覧することができます。
- 3 利用者は、第1項の当該利用者に関する記録の複写物の交付を受けることができます。

第8条（料金）

- 1 利用者は、サービスの対価として「契約書別紙」に定める利用単位ごとの料金をもとに計算された、月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、利用者に当月の合計額の請求書に明細を付して、翌月の10日前後に通知します。
- 3 利用者は、当月料金の合計額を翌月末日までに、現金または口座振替等の方法で支払います。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に領収書を発行します。

第9条（料金の変更）

- 1 事業者は利用者に対して、30日前までに文書で通知することにより、利用料、居住費および食費等の単価の変更（増額または減額）を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく[契約書別紙]を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は料金の変更を承諾しない場合、事業者に対して文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条（契約の終了）

- 1 利用者は、事業者に対して7日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 2 次の事由に該当した場合は、事業者は利用者に対して30日間の予告期間をおいて文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが、正当な理由なく3ヵ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者が病院または診療所に入院し、明らかに1ヶ月以内に退院できる見込みがない場合。また、入院後1ヶ月経過しても退院ができないことが明らかになった場合。
 - ③ 利用者が、事業者や職員または他の入居者に対して、この契

- 約を継続し難いほどの背信行為を行った場合。
- ④やむを得ない事情により、施設を閉鎖または縮小する場合。
- 3 利用者が要介護認定の更新で、非該当（自立）または要支援と認定された場合は、所定の期間の経過をもって、契約終了となるが、介護費用を全額負担する場合は、施設側と利用者の双方が同意すれば入居を継続できる。
- 4 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- ① 利用者が他の介護保険施設に入所した場合。
- ② 利用者が死亡した場合、または被保険者資格を喪失した場合。

第 11 条（原状回復）

利用者が、施設またはその設備、備品等を汚損または毀損、滅失、その他原状を変更した場合には、利用者の選択により、直ちに自己の費用により原状に復するか、またはその対価を支払い、損害を賠償することとする。

第 12 条（退居時の援助）

事業者は、利用者が契約を終了し施設を退居する際には、利用者及び家族の希望と、利用者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退居のために必要な援助を行います。

第 13 条（秘密保持）

- 1 事業者及びサービス従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、居宅介護支援事業者等に対し利用者の個人情報を提供しません。

第 14 条（賠償責任）

- 1 利用者は、故意または重大な過失によって建物設備に損害を与

えた場合、事業者が被った損害を賠償するものとします。

- 2 事業者は、故意または重大な過失によって利用者に損害を与え、法的な賠償責任を負う場合、利用者が被った損害を賠償するものとします。但し、天災、その他不可抗力及び火災、盗難、暴動、あるいは外出中の不慮の事故により利用者が受けた損害について、事業者は一切の賠償責任を負いません。

第 15 条（連絡義務）

事業者は、利用者の健康状態が急変した場合は、あらかじめ届けられた連絡先に可能な限り速やかに連絡し、関連する医師にも連絡を取る等必要な措置を行います。

第 16 条（相談、苦情対応）

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、施設の設備またはサービスに関する利用者の要望、苦情等に対し迅速に対応します。

第 17 条（本契約に定めのない事項）

- 1 利用者及び事業者は、信義誠実をもって、この契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議の上定めます。

第 18 条（裁判管轄）

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者及び事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、あらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名押印の上、各 1 通ずつ所有するものとします。

契約締結日 20 年 月 日

契約者氏名
事業者

<事業者名> 社会福祉法人 賛育会 さんいくハイツ立花
事業所指定番号 1390700233

<住 所> 東京都墨田区立花 1-25-12

<代表者名> 社会福祉法人賛育会さんいくハイツ立花代表

東京清風園施設長 赤荻 佐和 印

利用者

<住 所>

<氏 名>

印

(代理人)

<住 所>

<氏 名>

印

(利用者本人との関係_____)